

第6回 安来市農業委員会議事録

令和5年12月21日 午後2時00分 第6回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君
18 番 齋藤 哲君	19 番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年12月21日 1日
日程第 3	議第24号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第21号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第27号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第22号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 9	報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第24号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第6回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。なお、議案の修正がありますのでお願いします。議第27号農用地利用集積計画の決定についての案件に誤りがありましたので20ページから41ページの差し替えをお願いします。訂正に併せお詫び申し上げます。それでは、委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議 長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第6回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君
欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により13番 塩見委員、14番 渡邊委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第24号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、現所有者の祖母が相続を受けた昭和36年ごろより耕作放棄をし、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の（3）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を2班2番 添田委員お願いします。

2番：添田 俊之君

2番 添田です。現地調査の報告をしたいと思います。申請者の祖母がですね、約60年前に相続し、その後も耕作放棄したものです。現所有者は市外在住で、高齢でもあり、今後も耕作の予定はありません。道路沿いの草刈等は森林組合に相談されるようです。現状、畑は竹やぶと雑草でおおわれております。また、田んぼにはですね、雑木が多数生えており、いずれも復元困難で、許可妥当と考えますが、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

ご説明いたします。5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページから11ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、13件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 徒歩約1分、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人と父、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 1.3km、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 徒歩3分圏内、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a

あたり■■■です。4番及び11番は譲受人が同じですのであわせて説明させていただきます。4番及び11番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 約400m圏内、農機具は、トラクター1台、田植機1台、バックホー1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。5番、6番及び12番は譲受人が同じですのであわせて説明させていただきます。5番及び6番、12番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 約400m圏内、農機具は、耕運機1台、田植機1台、トラクター2台、乾燥機4台を所有しています。労働力は本人、妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、5番は、申請面積に対し■■■6番は、申請面積に対し■■■12番は、申請面積に対し■■■です。7番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 約500m、農機具は、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。8番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 0m、作付作物は工芸作物で農機具はありません。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請者の要望につき非公開です。9番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 1.5km圏内、農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人、父、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。10番及び13番は譲受人が同じですのであわせて説明させていただきます。10番及び13番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 約300m圏内、農機具は、田植機2台、トラクター5台、乾燥機5台、コンバイン3台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10番は申請面積に対し■■■、13番は申請面積に対し■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について3番 新田委員 お願いします。

3番：新田 徹君

3番 新田ですけども、説明させていただきます。農地法第3条の規定による許可申請につきまして、議案第22号の1につきまして説明させていただきます。別表6のところにありますように譲渡人につきましては相続によりまして2人の子供さんが共有という形で相続を受けられたわけですけども、面積は851㎡ということです。2人とも県外でなかなか管理ができないという状況でございます。譲受人につきましては相続のある以前から管理をされている土地でございまして、今回、相続にあたって所有権移転の申請をされたところでございます。譲受人の自宅より100mという所の近い所でもあります。

し、以前からずっと管理をしておられたという事から、この申請がなった場合に置かしても、隣地あるいは周辺農地に被害を及ぼすことはないかと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。2番案件についてご説明いたします。譲渡人は仕事柄農業に従事するのが困難であり、受け手を探しておられました。この申請地のみが受け手がなかったところ、この度受け手が見つかり本申請になりました。譲受人は214.95aの経営面積で意欲的の営農に取り組んでおられ、周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について13番 塩見委員 お願いします。

13番：塩見 秀雄君

13番 塩見です。3番案件について説明をしたいと思います。譲受人は県外の方で東京の方ですけども、10年位前からこの伯太の井尻地区に移って来られました。その時点では借家住まいという形がありますが、今回、譲渡人の家を購入されて、その時にある農地すべてを譲り受けるという事で、今回、水田と畑を譲り受けられております。水田は水稻を作成したいと、畑の方は野菜を作っていきたいという考えを持っておられます。周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番から6番の案件について 5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。説明させていただきます。まず4番と5番は譲渡人が一緒ですので一緒に説明させていただきます。譲渡人は譲受人の集落と同郷集落の出身でして、5年前に母親が亡くなりましてから空き家状態でございました。元々、各譲受人が2人おりますが、この地区では4人ほど担い手がありまして、そのうちの2人でございます。いずれも20年ほど前から耕作をしておりまして、今回、大型圃場整備に伴いまして譲り渡すという事になりました。これはすべて圃場整備の対象の農地という事でございます。委員の皆さんのご審議よろしくお願いいたします。それから6番ですが、6番も同じような事でございまして、同じ集落の人が譲り渡すという形になります。譲受人は先ほども申し上げましたこの地区の担い手でございまして、これも20年前から同じように耕作しておりまして、他に迷惑をかけることはございません。委員の皆さんのご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

7番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。7番の案件について説明をいたします。譲受人と譲渡人は親戚関係にありまして、譲渡人の申請の農地なんですが、譲受人のすぐ近くの方にあります。現在は第三者に管理委託をしているわけですが、譲渡人の方が遠く離れた所におられる関係で、色々と不都合があった関係から譲受人の方に前から相談をされておりました。この度話がまとまりまして譲受人の方が、じゃあ受けてやろうと

いう事になったわけですが、それにしても第三者に管理委託を今までしていましたので、それは継続という事になるようでございます。従いまして、周辺農地に与える影響というものはないと考えておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

8番の案件について 11番 北川委員 お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。8番案件の説明をいたします。譲受人は2年前に境港の方から移住して、広瀬和紙を生産するために譲渡人の宅地と家を購入しました。それに属していた今回申請された農地もありましたが、今年の農地法改正を待ってこの度申請になりました。家の離れに工房を作り和紙の製造をしております。和紙に必要な原料の楮、三桠がこの申請農地を借りて植えてやっております。あと足りないものは購入しながらという事です。今回農地を取得されたら楮、三桠とトロロアオイをそこに植えて製造に使っていききたいという事です。近隣農地に影響を与えることはないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

9番の案件について 6番 足立委員 お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。9番案件を説明します。該当地は3筆あるんですけども、そのうちの2筆は大規模農家の方、それから1筆は今回の譲受人が現在耕作中であります。このまま同じ条件で耕作を続行するもので、周囲農地に影響はないと考えます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

10番から13番の案件について 5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚です。10番から13番までご説明させていただきます。まず、10番から12番までは譲渡人が一緒でございます。現在、義理の母親と同居しておりまして、ご主人も亡くなりましたので家族はそれだけでございます。これも20年前より譲受人の方に田んぼを耕作してもらっております、今回、大型圃場整備に伴いまして譲り渡すという事でこの申請になりました。それから13番につきましては、夫婦と子供もおるんですが全く農業には今まで従事しておりません。これも同じことで、大型圃場整備に伴いまして譲り渡すという事でございます。現在も20年前より同じものが耕作しておりますので他に迷惑をかけることは、影響もありませんので皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に9番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に10番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に11番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求め

ます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に12番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に13番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

ご説明いたします。12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。13ページに案件の内容、14ページから15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電設備で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在太陽光発電事業を営んでおられますが、事業の拡大により、新たな適地を検討しておられました。この申請地は平坦地で、今後も耕作をされる予定がなく、周辺には雑種地や原野が多く、かつ南側には別の事業者による太陽光発電所があり、占用することによって生じる周辺農地への影響が少ないことから選定されました。また申請において3カ所の農地との比較評価もおこなっています。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目

的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は申請面積に対し■■■です。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、真砂土採取、排水路設置で、権利の設定は賃借権の設定です。期間は一時転用で1年間です。賃借人は、現在、平成29年12月22日から令和5年12月21日までの6年間、一時転用で許可に基づき操業していますが、松江市土整備事務所長に対し、更に向こう1年間に渡り、採取期間継続の申請をしています。これまでと同様に真砂土採取事業に伴う作業用道路として運搬車両の幅員を確保するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■です以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について17番 吉村委員をお願いします。

17番：吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に2番の案件について2番 添田委員をお願いします。

2番：添田 俊之君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を2班2番 添田委員 お願いします。

2番：添田 俊之君

2番 添田です。それでは現地調査の報告をいたします。まず、太陽光発電についてなんですけども、約4反の田畑、5筆にですね、現在耕作されてなく今後も耕作の予定はありません。申請人はそこに太陽光発電設備270基を設置したいというものです。予定地の南側には他業者がすでに太陽光を設置されており、雨水は田畑下の川に流れ、周辺農地への影響は少ないと考えます。該当農地の周囲を柵で囲い、これは主に有害鳥獣の進入なんですけども、反射光の懸念がありますが、周辺に民家はなく、また主要道路からですね、車の往来、これが竹やぶで隠れて確認できませんでした。これらのことから許可妥当と考えますが、審議のほどよろしく願いいたします。続いて真砂採取における排水路設置についてなんですけども、申請人は10年位前からこの地で真砂土を採取されております。当初6年間で申請されていましたが、その後さらに採取できることから進入路確保等で継続的に1年間の申請をされ、いずれも許可されております。今回も許可妥当と考えますが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

17番 吉村 正君

議長。

議 長：齋藤 哲君
はい。

17番：吉村 正君

1番案件、太陽光の関係で補足ですが、先ほど調査班の方から270基ということがありましたが、この該当面積を3区画に区切りまして、その一角に1つの区切りに270基。合計でかける3ですので810基、全体では設置されるということです。補足です。

議 長：齋藤 哲君
他にはありませんか。

議 長：齋藤 哲君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第6 報第21号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明いたします。16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。17ページに案件の内容、18ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は住宅敷地拡張で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について8番 木戸委員をお願いします。

8番：木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第27号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、7番 北中委員の退席を求めます。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

ご説明いたします。19ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、22ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権145件、面積175, 895㎡、使用貸借権41件、面積46, 944㎡、全体で186件、総面積が222, 839㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。議第27号についてご説明いたします。詳細は23ページから41ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1から61までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号62から最後73までが農地中間管理事業による利用権設定となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

4番：横山 芳明君

議長。

議長：齋藤 哲君

4番 横山委員。

4番：横山 芳明君

4番 横山ですけども、ちょっと質問ではございませんが、この書類の差し替えですが大変分厚いものですので、もし軽微なものでしたら口頭で説明できればその方が良いかと思いますが、なかなかその差し替え分をぱっと処分することも出来ませんが。いつまで保管しとくのが良いのか、なかなかファイルがいっぱいになって、その事を聞きたいのと、それからいつもこの利用権設定で思うのは、地番と面積が違うほどであとはみんな一緒ですが。これまとめて書くことが出来んかなと思ってね。

例えば6から8までとか地番を一覧に書いて、地番と面積を一覧に書いて、あとは一段で。そこら辺の工夫が出来んもんかなと思ひまして、という事をちょっと。

事務局：加藤 靖弘君

すいません、まず差し替えの件についてですけども、今回分かった時にどうしようかなと思ったんですけど、今回こういった形で差し替えという形にさせてもらったところですけども、今、横山委員さんが言われたことも最もな事だと思っております。また、今後どうするかという所についてはですね、また参考にしながらさせてもらえたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

農林振興課：清水 仁志君

すいません、続きまして後半のご質問でありましたこの集積計画の表を、おっしゃる事としては1筆ごとではなくて、例えば人ごとで区切ってまとめたかどうかという事ですかね。承知いたしました。1筆ごとにですね、この筆は賃貸借で金額いくら、この筆は賃貸借だけ物納にするとかそういう契約で出される方もいらっしゃるしまして、この内容がすべて同じであれば、おっしゃるような形でお出しすることも可能かなと思うんですけども、ちょっと筆ごとで契約を変えられる場合等もございまして、そういったところを分かり易くする分には今のような形が最適かなという事でさせていただいております。

4番：横山 芳明君

もし、まとめて出来るのであればそこら辺の工夫をお願いしたいと思います。

議長：齋藤 哲君

他にありませんか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、7番 北中委員の退席を解除します。

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第22号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

ご説明いたします。42ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。43ページから45ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、9件で、すべて相続です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

ご説明いたします。46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。47ページから48ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、9件で、農地法による賃貸借の解約8件、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第24号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

ご説明いたします。49ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。50ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第6回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時00分)